

**第39回全国医療法人経営セミナー
神奈川県実行委員会設置要綱**

(名 称)

第1条 本会は、第39回全国医療法人経営セミナー神奈川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、2024年11月15日～16日にわたって開催される第39回全国医療法人経営セミナー（以下「全国セミナー」という。）の開催に必要な準備・事業を行うことを目的として組織する。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 全国セミナーの開催に必要な計画及び当日の運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構 成)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる団体及び組織の役職員をもって構成する。

(役 員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

委員長 1名
副委員長 6名
委員 若干名
監事 2名

2 委員長は、日本医療法人協会神奈川県支部支部長をもって充てる。

3 副委員長は、日本医療法人協会神奈川県支部副支部長及び共催の県内4病院協会会長をもって充てる。

4 委員及び監事は、日本医療法人協会神奈川県支部理事及び監事をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき及び委員長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(任期)

第7条 委員長、副委員長、委員及び監事の任期は、実行委員会が設立された日から第14条の規定により解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 委員長は、特別な事情が生じたときは、その職を解くことができ、必要に応じて補充することができる。

(報酬)

第8条 委員報酬は、支給しないものとする。

2 実行委員会出席のための旅費について、他の会議とセットで実行委員会が開催される場合は、他の会議の旅費をもって充てる。

3 実行委員会が、単独で開催される場合には、一律3,000円の旅費を支給する。

4 前項までの規定にかかわらず、出張等のために要する費用は実費を請求に基づき支給する。

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 実行委員会設置要綱の制定、改廃に関する事項

(2) 全国セミナーの基本的方針等に関する事項

(3) 事業計画及び予算に関する事項

(4) 事業報告及び決算に関する事項

(5) その他必要な事項

2 会議は、必要に応じて委員長が招集するほか、事務局長に命じて、メールでの意見照会をもって、会議の開催とすることができる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 前各項の規定にかかわらず、委員長は、緊急を要するときは、会議で議決すべき事項を専決することができる。なお、専決した事項については、次の会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 実行委員会の運営に関して必要な事務を処理するため、事務局を公益社団法人神奈川県病院協会事務局内に置く。

2 事務局長等、事務局に関し必要な事項は、委員長が定める。

(経費)

第11条 実行委員会の経費及び全国セミナーの開催経費は、負担金及び寄付金、その他収入をもって充てる。

2 全国大会終了後、予算に過不足を生じるときは、日本医療法人協会神奈川県支部予算か

らの繰入れ・繰出しをもって精算する。

(事業計画、予算及び決算)

第 12 条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

2 委員長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前においても支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は、決算において専決分として明らかにしたうえで、承認を得なければならないものとする。

(会 計)

第 13 条 全国セミナー開催に関する会計期間は、2023 年 4 月 1 日に始まり、全国セミナー関係経費支出終了後 2 月以内（遅くとも 2025 年 3 月 31 日）までの二年間とするが、2024 年 3 月 31 日時点で、1 年間の中間決算を行うものとする。

2 その他、会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(解 散)

第 14 条 実行委員会は、第 2 条の目的が達成され、事業報告及び決算報告を行った後に議決を経て解散するものとする。

2 全国セミナー終了後、実行委員会が解散するとき有する残余財産は、日本医療法人協会神奈川県支部に帰属するものとする。

(雑 則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、2024 年 2 月 7 日から施行する。

第 4 条 別表 1 (実行委員会構成団体)

日本医療法人協会神奈川県支部

公益社団法人神奈川県病院協会

公益社団法人横浜市病院協会

公益社団法人川崎市病院協会

公益社団法人相模原市病院協会